２　特定権利販売契約に係る関連商品が法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、契約書面には、前項の表第二号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

［一・二　略］

［3～5　略］

（誇大広告等の禁止）

第三十七条　法第四十三条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～六　略］

七　特定継続的役務提供等契約の解除に関する事項（法第四十八条第一項から第七項まで及び第四十九条第一項から第六項までの規定に関する事項を含む。）

八・九　［略］

（令第十三条の二において準用する令第三条の四の主務省令で定めるもの）

第三十九条の二　第七条の三の規定は、令第十三条の二において読み替えて準用する令第三条の四に規定する主務省令で定めるものについて準用する。

（法第四十七条の二第一項の主務省令で定める者）

第三十九条の二の二　法第四十七条の二第一項の主務省令で定める者は、法第四十七条第一項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（特定継続的役務提供契約の解除の妨害後の書面の交付）

第三十九条の二の三　法第四十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　法第四十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により特定継続的役務提供等契約の解除等を行うことができること。

［四～八　略］

２　［略］

３　書面に記載するに際し、第一項第三号及び第四号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

４　［略］

５　役務提供事業者又は販売業者は、法第四十八条第一項の書面を特定継続的役務提供受領者等に交付した際には、直ちに特定継続的役務提供受領者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第三号及び第四号に掲げる内容について特定継続的役務提供受領者等に告げなければならない。

（業務提供誘引販売取引についての広告）

第四十条　法第五十三条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

２　特定権利販売契約に係る関連商品が法第四十八条第二項ただし書の政令で定める関連商品に該当する場合において、当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したときはその売買契約の解除を行うことができないこととするときは、前項の書面には、同項の表第二号の下欄に掲げる内容のほか、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

［一・二　同上］

［3～5　同上］

（誇大広告等の禁止）

第三十七条　法第四十三条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

［号を加える。］

七・八　［同上］

［条を加える］

（法第四十七条の二第一項の主務省令で定める者）

第三十九条の二　法第四十七条の二第一項の主務省令で定める者は、法第四十七条第一項の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

（特定継続的役務提供契約の解除の妨害後の書面の交付）

第三十九条の二の二　法第四十八条第一項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　同上］

三　法第四十八条第一項の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により特定継続的役務提供等契約の解除等を行うことができること。

［四～八　同上］

２　［同上］

３　書面に記載するに際し、第一項第三号及び同項第四号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

４　［同上］

５　役務提供事業者又は販売業者は、法第四十八条第一項の書面を特定継続的役務提供受領者等に交付した際には、直ちに特定継続的役務提供受領者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第三号及び同項第四号に掲げる内容について特定継続的役務提供受領者等に告げなければならない。

（業務提供誘引販売取引についての広告）

第四十条　法第五十三条第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］